

身に覚えのない

「請求はがき」などに

ご注意を!!

あの手この手で忍び寄る
悪質業者

左記のはがきは、ある市民のお宅へ実際に届いた一例です。もちろん、身に覚えのない内容のものでした。このように、巧みな文言を並べた「はがき」などで、消費者の心配をあり、お金をだまし取ろうとする悪質業者が

後を絶ちません。

絶対に

電話をかけたたりしないで!!

身に覚えがないのに、上記のようなはがきが届いた場合記載された連絡先へ電話をかけたたりしないでください。内容の確認をするためなどの理由で、電話をかけてしまうと、電話番号などの個人情報を知られてしまう恐れがあります。

新手的架空請求もあります

裁判所からの書類には無視できません

単なる架空請求であれば、身に覚えがない以上は、請求に応じる必要はありませんが、裁判所の手続きを悪用する形で請求してきた(裁判所から訴状や呼び出し状が届いた)場合は、無視できません。

これは、「少額訴訟手続き」という、六十万円以下の金銭を求める訴えについて、原則として一回の審理で、もめごとを解決する特別な手続きを

悪用したケースのもので、これを定石通り無視すると、敗訴となって、本当に支払いをしなければならなくなってしまいます。

上記のはがきの例も、そのことをおわせる文面が書かれています。あくまでも裁判所から書類が届いた場合に注意が必要です。

もし、裁判所から書類が届いたら、放置せず、本当の裁判所からの書類かどうか、書類に書かれた裁判所名や電話番号を、電話帳やインターネットなどで調べて確認しましょう。そして、本物の書類であれば、弁護士や次の相談窓口にご相談しましょう。

総合消費料金未納分訴訟最終通告書

訴訟番号 (●) ○○○○-△△号

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」について通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡が無い状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。

このまま連絡無き場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産物、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜りますが、こちら「総合消費者民法特例法」による法務省認可通達書の為、「個人情報保護法」上、ご本人様のご連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟通達、また訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するものではありません。予め、ご了承ください。

※最近、架空請求業者の新しい手口として少額訴訟手続(少額訴訟は一日で判決が出てしまう為、放置してしまうと欠席裁判となり原告の言い分通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

万が一、身に覚えが無い場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ最終期日 本書到達後3営業日以内

●●-○○○○-△△△△(訴訟管理課) 平日9:00~20:00
〒●●●-○○○○
東京都●●区△△××-××-××
○○○○管理組合

不当請求や、そのほかの消費生活に関する相談窓口

市役所環境課 内線252
東濃地域振興局振興課消費生活相談係 ☎31111
内線227
岐阜県消費生活センター
(☎058 265 0999)